

雇児発0602第2号  
平成26年6月2日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」の一部改正について

標記については、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表

改正後		現 行	
	児 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日		児 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日
[一部改正] 昭和63年 4 月 7 日	児発第321号	[一部改正] 昭和63年 4 月 7 日	児発第321号
平成元年 5 月 29 日	児発第390号の 3	平成元年 5 月 29 日	児発第390号の 3
平成 2 年 6 月 7 日	児発第475号の 5	平成 2 年 6 月 7 日	児発第475号の 5
平成 4 年 4 月 10 日	児発第382号の 7	平成 4 年 4 月 10 日	児発第382号の 7
平成 5 年 4 月 9 日	児発第331号の 7	平成 5 年 4 月 9 日	児発第331号の 7
平成 6 年 6 月 29 日	児発第639号の 4	平成 6 年 6 月 29 日	児発第639号の 4
平成 7 年 4 月 3 日	児発第371号の 7	平成 7 年 4 月 3 日	児発第371号の 7
平成 8 年 6 月 24 日	児発第618号の 7	平成 8 年 6 月 24 日	児発第618号の 7
平成 9 年 5 月 28 日	児発第375号	平成 9 年 5 月 28 日	児発第375号
平成10年 6 月 12 日	児発第457号	平成10年 6 月 12 日	児発第457号
平成11年 4 月 1 日	児発第321号	平成11年 4 月 1 日	児発第321号
平成11年 4 月 30 日	児発第418号	平成11年 4 月 30 日	児発第418号
平成12年 5 月 19 日	児発第520号の 2	平成12年 5 月 19 日	児発第520号の 2
平成13年 8 月 2 日	雇児発第507号の 2	平成13年 8 月 2 日	雇児発第507号の 2
平成14年11月11日	雇児発第1111005号	平成14年11月11日	雇児発第1111005号
平成15年 5 月 23 日	雇児発第0523004号の 2	平成15年 5 月 23 日	雇児発第0523004号の 2
平成16年 7 月 16 日	雇児発第0716004号	平成16年 7 月 16 日	雇児発第0716004号
平成17年 6 月 1 日	雇児発第0601005号	平成17年 6 月 1 日	雇児発第0601005号
平成17年10月28日	雇児発第1028005号の 2	平成17年10月28日	雇児発第1028005号の 2
平成18年 6 月 27 日	雇児発第0627009号	平成18年 6 月 27 日	雇児発第0627009号
平成19年 7 月 25 日	雇児発第0725001号の 6	平成19年 7 月 25 日	雇児発第0725001号の 6
平成20年 6 月 12 日	雇児発第0612014号の 5	平成20年 6 月 12 日	雇児発第0612014号の 5
平成21年 6 月 29 日	雇児発第0629001号の 5	平成21年 6 月 29 日	雇児発第0629001号の 5
平成22年 5 月 18 日	雇児発0518第 5 号	平成22年 5 月 18 日	雇児発0518第 5 号
平成23年 6 月 17 日	雇児発0617第17号	平成23年 6 月 17 日	雇児発0617第17号
平成24年 4 月 5 日	雇児発0405第 5 号	平成24年 4 月 5 日	雇児発0405第 5 号
平成25年 5 月 24 日	雇児発0524第 2 号	平成25年 5 月 24 日	雇児発0524第 2 号
平成26年 6 月 2 日	雇児発0602第 2 号		

改正後

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について

略

現 行

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 一般事業</p> <p>1 略</p> <p>2 事業の選択  事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。  ただし、保育所については、別添に掲げる<u>保育緊急確保事業費補助金</u>対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第 1 目的  児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第 2 一般事業</p> <p>1 事業の種類及び内容</p> <p>(1) 種類</p> <p>① 社会復帰等自立促進事業  ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業  イ. 心身機能低下防止事業  ウ. 処遇困難事例研究事業</p> <p>② 専門機能強化事業  ア. 養育機能等強化事業  イ. 広域入所促進事業</p> <p>③ 総合防災対策強化事業</p> <p>(2) 内容  別表のとおり</p> <p>2 事業の選択  事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。  ただし、保育所については、別添に掲げる<u>子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）</u>対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p> <p>3 加算の方法等  事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、</p>

改正後	現 行
略	<p>必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。</p> <p>なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p> <p>また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準（以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。</p> <p>(2) 施設当たりの加算総額は入所施設にあっては、年額75万円以内（ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。</p> <p>なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。</p> <p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。</p> <p>ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費×その施設の5月初日の定員等  加算分保護単価（保育所の場合は、5月初日の入所人員）</p> <p>（10円未満については、四捨五入）</p> <p>施設機能強化推進費加算分保護単価＝  （        ）</p> <p>施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等  （        ）</p>

改正後	現 行
<p>略</p> <p>第3 特別事業</p> <p>1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）</p> <p>(1) 略</p>	<p>4 支出対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）</li> <li>・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）</li> <li>・旅費</li> <li>・謝金</li> <li>・備品購入費</li> <li>・原材料費</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・賃金（総合防災対策強化事業に限る。）</li> <li>・委託費（総合防災対策強化事業に限る。）</li> </ul> <p>5 対象除外</p> <p>デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>第3 特別事業</p> <p>1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象児童</p> <p>分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。</p> <p>施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p> <p>イ 対象施設等</p> <p>分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）</p> <p>(ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。</p> <p>(エ) 分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを対象とすること。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等</p> <p>指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額</p> <p>本事業の実施に要する経費は、1 施設当たり年額4,742,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が 4 人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p>	<p>(ウ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる理由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>ウ 対象児童の居住場所</p> <p>指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</p> <p>エ 訓練期間・対象人員</p> <p>訓練期間は、退所予定日前のおおむね 1 年間とし、定員は、認可定員のうち 6 人程度とすること。</p> <p>オ 事業の実施及び訓練の内容</p> <p>分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。</p> <p>また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自活のための生活指導</li> <li>・職業適性を高める指導</li> <li>・社会参加のための準備指導</li> <li>・学習指導</li> <li>・余暇の活用指導</li> </ul> <p>(2) 加算の方法等</p> <p>指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額</p> <p>本事業の実施に要する経費は、1 施設当たり年額4,695,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が 4 人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>略</p> <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 略</p>	<p>加算額＝分園型事業費加算分保護単価  (10円未満については四捨五入)  ×その施設の5月初日の定員</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{= 1施設当たりの年額} \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$ <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 実施施設  この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族  この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。</p> <p>(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。</p> <p>(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p> <p>ウ 対象施設等  この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 設 備  必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等  指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額  本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて 1 施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間 75 家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間 125 家族以上 年額 <u>2,010,000 円</u>  (イ) 実施延家族数が年間 125 家族未満 年額 <u>1,005,000 円</u></p> <p>イ 略</p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業  (1) 略</p>	<p>オ 事業の実施及び内容  対象児童等に対し、3 か月から 6 か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等  指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額  本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて 1 施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間 75 家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間 125 家族以上 年額 <u>1,999,000 円</u>  (イ) 実施延家族数が年間 125 家族未満 年額 <u>999,000 円</u></p> <p>イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。  認定額＝家族療法事業費加算分保護単価×その施設の 5 月初日の定員  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{= 1 施設当たり年額} \div \text{その施設の 5 月初日の定員} \end{array} \right]</math></p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業  (1) 事業の内容等  ア 対象児童  本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。</p> <p>イ 対象施設等  本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運</li> </ul>

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等            本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業の限度額            本事業の実施に関する経費は、対象児童一人当たり年額<u>105,600円</u>を限度とする。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする            加算額=<u>105,600円</u>×その施設の年間対象者数</p> <p>ウ 加算額が年間を通して<u>105,600円</u>に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>4 略</p> <p>第4 略</p>	<p>営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>ウ 事業の実施及び内容            児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。</p> <p>(2) 加算の方法等            本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業の限度額            本事業の実施に関する経費は、対象児童一人当たり年額<u>99,000円</u>を限度とする。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする            加算額=<u>99,000円</u>×その施設の年間対象者数</p> <p>ウ 加算額が年間を通して<u>99,000円</u>に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>4 支出対象経費            ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費） ・役務費（通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。） ・旅費（交通費） ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料</p> <p>第4 報告等            1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う（ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。</p> <p>2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事</p>

改正後	現 行
<p>別表 略</p> <p>別紙様式1 ～ 別紙様式5 略</p> <p>別添 1 略 2 一時預かり事業実施保育所（平成26年5月29日雇児発0529第28号本職通知「<u>一時預かり事業の実施について</u>」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとされること。</p> <p>3 ～ 4 略</p>	<p>業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。</p> <p>3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。</p> <p>4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1 ～ 別紙様式5 略</p> <p>別添 1 略 2 一時預かり事業実施保育所（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとされること。</p> <p>3 ～ 4 略</p>